

2025年5月26日

出入国在留管理庁 殿

一般社団法人国際連携推進協会
代表理事 茅本 良夫
一般社団法人外国人雇用協議会
代表理事 原 英史

「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案概要」等に係る意見募集について

平素より、外国人材の活躍に対し、格別のご理解と様々な施策等々ご高配を賜っております事、厚く御礼申し上げます。

我々も外国人の方々が日本に於いて大いにその能力を発揮され、また、日本において生き甲斐を感じながら働いてもらうために各取組に努めております。

さて、表題の件については、政府における有識者会議や懇談会での議論を経て、各法令案が示されているものと承知しておりますが、いくつかの規定について、技能実習生や特定技能外国人を受け入れている現場との乖離が見受けられることから、下記のとおり、意見を提出させていただきます。

受入企業、監理支援機関や登録支援機関、そして何より日本で就労される外国人の方々のそれぞれにとって、実りある制度になりますよう、前向きにご検討いただけますと幸いです。

記

1. 「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案について（概要）」への意見

こちらについては、特段意見はございません。

2. 「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う法務省・厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令案について（概要）」への意見

「4 附則」中、（1）について（省令案概要2頁）

認定日本語教育機関及び登録日本語教員について、どちらもその数の確保が課題であることから、認定日本語教育機関を目指す告示校等に対しては、施設整備に対する補助、登録日本語教員を目指す日本語教員等に対しては、一定の待遇改善を担保する仕組み等、国として支援策を講じること。

「別紙」中、第2-7-（2）-キ-（オ）及び第2-7-（2）-クについて

入国後講習及び就労中における認定日本語教育機関での授業履修について、現行制度上は完全オンライン化が認められておらず、地方部と都市部とで教育機会に差が生じる可能性が高いことから、完全オンライン化を可能とするよう、文部科学省等と連携し、関係法令の改正等、必要な措置を講じること。

「別紙」中、第3-4-（2）について

監理支援機関の常勤の役職員1名につき、監理型育成就労実施者の数が8者未満かつ監理型育成就労外国人の数が40人未満という規定だが、技能実習下においては、分野によって1実施者あたりの外国人に大きな差があることから、育成就労でもこの傾向が続いた場合、分野ごとに監理可能な外国人数にも差が生じることとなり、公平性を欠くため、実施者数要件を撤廃し、外国人数要件のみとすること。

また、一定の基準を満たす支援機関に対しては、本要件を超えて監理できる旨の規定を追加するなどし、優良機関化を目指す支援機関に対するインセンティブを強化にも活用すること。

「別紙」中、第3-6-（2）-イについて

「その他育成就労に関する知見を有する者」とあるが、具体的にどのような者を想定しているのか示されたい。

「別紙」中、第3-10-（4）について

「監理支援責任者の指揮の下に、1月に1回以上の頻度で、実地による確認（中略）及び監理型育成就労実施者に対する必要な指導を行うこと」とあるが、いわゆる定期面談については、特定技能制度においては本年4月から本人の同意や録画等を条件にオンライン化が実現しているほか、技能実習制度における実地での定期面談については、政府の「デジタル臨時行政調査会」における「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」内でも見直しが必要とされていることから、オンライン形式による定期面談も可能とする旨の規定を追加すること。

その他帰国時の取扱いについて

特定技能制度においては、1号特定技能外国人支援に関する運用要領13頁において「登録支援機関が車両を利用して送迎を行う場合については、生活支援サービス

などとの一体運送を除いて、当該登録支援機関が道路運送法上お必要な許可を受けていなければ、道路運送法違反となる可能性が高いため、公共交通機関を利用してください」との記載が存在するところ、本件は特定技能制度のみならず、育成就労制度においても同様の事案であることから、同旨の規定を追加すること。

なお、政省令での規定にそぐわない場合においては、今後検討される運用要領等に当該規定を盛り込むこと。

3. 「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の施行に伴う法務省・厚生労働省告示案について（概要）」への意見

第2について

京都府や兵庫県よりも人口規模の大きい福岡県が指定区域に含まれているなどしているが、具体的にどのような基準で指定区域を設定したのか示されたい。

4. 「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備に関する省令及び出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の企業内転勤の項の下欄第二号に規定する公私の機関の基準を定める省令案について（概要）」への意見

第2 - 1 - (1) - ア - (イ) - ②及び③について

登録支援機関の支援担当者1名につき、特定技能所属機関が10者未満かつ特定技能外国人が50人未満という要件が付されているが、育成就労制度と同様、公平性を欠くため、実施者数要件を撤廃し、外国人数要件のみとすること。

また、こちらも育成就労制度と同様に、優良機関を目指すインセンティブ強化のため、優良機関については、本要件を超えて監理できる旨の規定を追加すること。

5. 「出入国管理及び難民認定法施行規則及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令案について（概要）」への意見

こちらについては、特段意見はございません。